

## 規制改革等に関する提案の概要と対応方針

番号	受付日	提案事項	提案の具体的内容等	所管部局	対応分類	左記区分の根拠・理由
1	平成30 (2018)年 4月11日	都市計画における容積率規制などの柔軟な運用について	<p><b>【具体的内容】</b> 都市計画における規制は固定的に推移している。特に岡山市の中心市街地における容積率は最高で700%、大半が400%と低位で推移している。地方都市の活性化のため、土地の有効利用が欠かせないことから、容積率の上限規制を岡山県ないし岡山市で判断できるようにすること。</p> <p><b>【提案理由】</b> 岡山市を地方の拠点として発展させるには、都市環境を守りつつ、開発を進めるべき地域は規制を緩和すべき。岡山市北区問屋町は容積率が400%であったので、マンション立地が続き発展的に推移している。容積率を地方で適切に判断できる環境が必要である。</p>	土木部	現行制度下 で対応可能	<p>用途地域に関する都市計画において定められる容積率については、建築基準法に規定する用途地域ごとに列記された容積率の中から各市町村が指定することになっています。例えば、商業地区の場合は、200%、300%、400%、・・・、1300%の中から各市町村が指定することとなります。</p> <p>地域で行われる社会経済活動の総量を誘導し、建築物と道路や下水道等の公共施設とのバランスを確保するために、容積率制限は必要ではありますが、建築基準法の定める範囲内において各市町村が適切な率を選択できる仕組みとなっており、ご提案の趣旨は、現行制度で対応可能であると考えます。</p>